

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 20 日

三朝町長

三朝町条例第 12 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年三朝町
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すよう
に改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条、第 6 条関係）			別表（第 2 条、第 6 条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の 旅費	区分	報酬の額	内国旅行の 旅費
略	略		略	略	
選挙長	1 回につき <u>12,200円</u> （当該選挙が無投票と なった場合にあつては 8,300円）	略	選挙長	1 回につき <u>10,800円</u> （当該選挙が無投票と なった場合にあつては 8,300円）	略
投票所の投票 管理者	日額 <u>14,500円</u> （投票事 務打合等の職務の場合 にあつては <u>7,200円</u> ）		投票所の投票 管理者	日額 <u>12,800円</u> （投票事 務打合等の職務の場合 にあつては <u>6,400円</u> ）	
期日前投票所の投票 管理者	日額 <u>12,800円</u>		期日前投票所の投票 管理者	日額 <u>11,300円</u>	

開 票 管 理 者	1 回につき <u>12,200円</u>		開 票 管 理 者	1 回につき <u>10,800円</u>	
投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 <u>12,400円</u> (立会時 間が 7 時間以内の場合 にあつては <u>6,200円</u>)		投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 <u>10,900円</u> (立会時 間が 7 時間以内の場合 にあつては <u>5,400円</u>)	
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 <u>10,900円</u> (立会時 間が 6 時間以内の場合 にあつては <u>5,400円</u>)		期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 <u>9,600円</u> (立会時 間が 6 時間以内の場合 にあつては <u>4,800円</u>)	
開 票 立 会 人	1 回につき <u>10,100円</u>		開 票 立 会 人	1 回につき <u>8,900円</u>	
選 挙 立 会 人	1 回につき <u>10,100円</u> (当該選挙が無投票とな った場合にあつては <u>5,000円</u>)		選 挙 立 会 人	1 回につき <u>8,900円</u> (当該選挙が無投票とな った場合にあつては <u>4,400円</u>)	
略			略		
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。